

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	6
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> (都市計画税)
要望項目名	農業ハウス等の農地法上の取扱いに係る税制上の所要の措置
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 近年の営農形態の多様化に伴い、農業ハウス内での農作業の効率化・高度化等の必要性から、農業者が温室の内部に全面コンクリート張りをするケースも生じている。このようなケースで農地法上の農地として取扱った場合における税制上の措置を検討する。</li> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul>
関係条文	
減収見込額	<p>[初年度] 0 (精査中) [平年度] 0 (精査中)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年の営農形態の多様化に伴い、農業ハウス等での農作業の効率化・高度化等の必要性から、農業者が農地に全面コンクリート張りをするケースも生じている。</p> <p>現行農地法上、農地をコンクリート張りすることは農地転用に当たり、農地転用許可が必要。このため、農地法における取扱いを検討することとしており、税制上の取扱いも検討する必要。</p> <p>(参考1) 未来投資戦略2017(抜粋)(平成29年6月9日閣議決定)</p> <p>③ 経営体の育成・確保のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用による担い手の多様な経営発展に資するため、農業ハウス等の農地法における取扱いについて検討を行う。</li> </ul> <p>(参考2) 規制改革実施計画(抜粋)(平成29年6月9日閣議決定)</p> <p>④ 農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地について、その将来にわたる利活用の可能性を維持しつつ、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法(昭和27年法律第229号)における取扱いについて検討する。</li> </ul>
本要望に対応する縮減案	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
	政策の達成目標	今後 10 年（平成 35 年度まで）で、全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	平成 28 年度末における担い手による農地の利用面積は全農地面積の 54%にとどまっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—